

# 経営所得安定対策

(旧 農業者戸別所得補償制度)

農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、麦・大豆への作付転換を促すことを目的に、経営所得安定対策を実施します。

平成25年度の内容は、平成24年度の農業者戸別所得補償制度と基本的に同じ内容となります。

制度の詳細や手続方法などについては、市農林課または中国四国農政局松山地域センターまでご相談ください。

**【問合せ先】** 市農林課 ☎49 - 7 0 2 2

中国四国農政局松山地域センター農政推進グループ ☎0 8 9 - 9 3 2 - 1 1 8 9

## 申請期限

平成25年7月1日(月)まで ※申請書類などは6月上旬に対象者へ送付します。

## 【対象者】

対象作物の生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する販売農家または集落営農。

**【対象作物】** 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

※水田については、水田活用の直接支払交付金として、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米、転作作物（きゅうり、かぼちゃなどの野菜、地力増進作物など）も対象になります。



## ■畑作物の直接支払交付金

**【数量払】** (水田・畑地共通)

| 対象作物        | 平均交付単価          |
|-------------|-----------------|
| 小麦          | 6,360 円 / 60kg  |
| 二条大麦        | 5,330 円 / 50kg  |
| 六条大麦        | 5,510 円 / 50kg  |
| はだか麦        | 7,620 円 / 60kg  |
| 大豆          | 11,310 円 / 60kg |
| てん菜         | 6,410 円 / トン    |
| でん粉原料用ばれいしょ | 11,600 円 / トン   |
| そば          | 15,200 円 / 45kg |
| なたね         | 8,470 円 / 60kg  |

※交付単価は品質に応じて増減します。

## 【面積払（営農継続支払）】

前年産の生産面積に応じて2万円 / 10aを交付。  
※畑地も対象になります。畑地で作付けを検討している人はご相談ください。

## ■米に対する助成(生産数量目標を守った農業者のみ)

### 【米の直接支払交付金】

作付面積に応じて1.5万円 / 10aを交付。  
水稻共済加入者または作付面積が25a未満で販売実績のある人が対象になります。

### 【米価変動補填交付金】

25年産米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額分を交付。

※交付対象面積は、主食用米の作付面積から10a（自家消費米相当分）を控除して算定。種子、醸造用玄米は控除の対象外。

## ■水田活用の直接支払交付金

### 【戦略作物助成】

| 対象作物            | 交付単価        |
|-----------------|-------------|
| 麦、大豆、飼料作物       | 3.5万円 / 10a |
| 米粉用米、飼料用米、WCS用稲 | 8.0万円 / 10a |
| そば、なたね、加工用米     | 2.0万円 / 10a |

### 【その他の助成】

| 助成の種類          | 交付単価        |
|----------------|-------------|
| 二毛作助成          | 1.5万円 / 10a |
| 耕畜連携助成         | 1.3万円 / 10a |
| 産地資金（野菜、花き・花木） | 1.5万円 / 10a |
| 産地資金（地力増進作物など） | 1.0万円 / 10a |

※産地資金については、単価が変動する場合があります。

※出荷・販売などの要件を満たせば、米の生産数量目標の達成にかかわらず交付対象となります。

## ■加算措置など

**【再生利用交付金】** 地目が畑の耕作放棄地を解消して麦、大豆、そば、なたねを作付けする場合に、2～3万円 / 10aを最長5年間交付。

**【規模拡大交付金】** 農地集積円滑化事業により、面的集積（連担化）するために新規に利用権設定（6年以上）した面積に応じて2万円 / 10aを交付。

**【集落営農の法人化支援など】** 集落営農の法人化に対する必要経費の助成（定額40万円）のほか、経理研修などの経営能力向上の取組などを支援。